

## 瑞江特別養護老人ホーム 利用料金一覧

(1単位：10.90円)

基本単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	単位数				
介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	559	627	697	765	832

(単位：円)

食費	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392
居住費	855	855	855	855	855
日用品費(Bパックの場合)	50	50	50	50	50
預かり金管理サービス	50	50	50	50	50

## 体制加算

(1単位：10,90円)

加算項目	単位数	備考
日常生活継続支援加算	36	・介護福祉士を常勤換算方法で入所者の数が <sup>6</sup> 又はその端数を増すごとに1名以上配置 等
看護体制加算(Ⅰ)口	4	・常勤の看護師を1名以上配置
栄養マネジメント加算	14	・常勤の管理栄養士を1名以上配置 等
精神科医療養指導加算	5	・精神科医の療養指導月二回以上
夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	13	・夜勤を行なう介護職員の数が基準を満たしている
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定)	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定)	

(単位：円)

一月あたりの利用料金(30日)	93,313	95,782	98,323	100,790	103,222
-----------------	--------	--------	--------	---------	---------

※その他加算：個別にかかる加算です。

(1単位：10,90円)

加算項目	単位数	備考
個別機能訓練加算	12単位	常勤・専従の職員を配置し、利用者ごとに計画を作成し機能訓練を行う
看取り介護加算（Ⅰ） （死亡前30日間を限度）	144単位	死亡日以前4日以上30日以下
	680単位	死亡日の前日・前々日
	1280単位	死亡日
療養食加算	6単位/回	管理栄養士が食事提供を管理し適切な栄養量、内容の食事を提供している
褥瘡マネジメント加算	10単位/月	褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理する（算定は3月に1回を限度とする）
初期加算	30単位	入所した日から起算して30日以内の期間
外泊時費用	246単位	1月につき、外泊した日の翌日から6日を限度として算定

\*各加算の取扱いについては介護保険給付の取扱いに応じた料金が発生いたします

- ・介護保険施設に入所中の方で下記の第1～3段階の要件に該当する方は、申請により食費・居住費の負担限度額が定められます。

(単位：円)

	食費	居住費	対象者
第一段階	300	0	・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方等 ・生活保護受給者の方
第二段階	390	370	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等
第三段階	650	370	・世帯全員が住民税非課税で、上記に該当しない方

認定要件をすべて満たしている方が負担限度額の認定を受けられます

※負担限度額適用後の一月あたりの利用料金(30日)

(単位：円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第一段階	34,903	37,372	39,913	42,380	44,812
第二段階	48,703	51,172	53,713	56,180	58,612
第三段階	56,503	58,972	61,513	63,980	66,412